

# 山梨県と株式会社三井住友銀行との包括連携協定締結式

日時 令和8年3月25日（水）13：30～

場所 特別会議室

## 次 第

1 開式

2 協定書締結

山梨県知事

長崎 幸太郎

株式会社三井住友銀行 常務執行役員

井沢 知己

3 写真撮影

4 長崎知事あいさつ

5 井沢常務あいさつ

6 質疑応答

7 閉式

# 山梨県と株式会社三井住友銀行との包括連携協定書

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社三井住友銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に相互連携し、双方の資源及び知見を有効に活用した取組を実施することにより、社会的価値を創出し、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現を目指すことを目的とする。

## （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）地域の高付加価値化に関すること
- （2）脱炭素／水素エネルギー社会の実現に関すること
- （3）産業振興に関すること
- （4）誰ひとり取り残されることのない社会の実現に関すること
- （5）その他、甲及び乙が協議して必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組（以下「連携事業」という。）を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。なお、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上決定する。

## （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携事業において、相手方から知り得た秘密情報について本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

## （協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

## （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙は協議を行うものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年3月25日

甲：山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事

長崎 幸太郎

乙：東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

株式会社三井住友銀行

頭取 CEO

福留 朗裕